

凡 例

- : ダム堤体
- : 貯水予定区域
- : 対象事業実施区域
- : 調査地域
- : 市町村界
- : 河川

- ツクバネガシ-バイカツツジ群落(モミ、ツガ優占区)
- オオモミジ-カナクキノキ群落
- ツクバネガシ-バイカツツジ群落(アラカシ優占区)
- ソヨゴ-アカマツ群落
- アベマキ-コナラ群落
- タマアジサイ-フサザクラ群落
- ヌルデ-アカメガシワ群落(典型下位単位)
- クズ群落(ポタンヅル下位単位)
- ヌルデ-アカメガシワ群落(タラノキ下位単位)
- メダケ群落
- クス群落(典型下位単位)
- オノエヤナギ群落
- ネコヤナギ群落
- ツルヨシ群落
- ヤマハンノキ群落
- オオバヤシャブシ群落
- スギ-ヒノキ植林(典型下位単位)
- スギ-ヒノキ植林(ススキ下位単位)
- モウソウチク林
- ヨモギ-ススキ群落
- メリケンカルカヤ群落
- チガヤ群落
- メヒシバ群落
- 路上雑草群落
- セリクサヨシ群落
- 休耕水田雑草群落
- 耕作地
- 果樹園・樹園地
- 人工草地
- 法面草地
- 人工裸地
- 人工構造物
- 自然裸地
- 開放水面

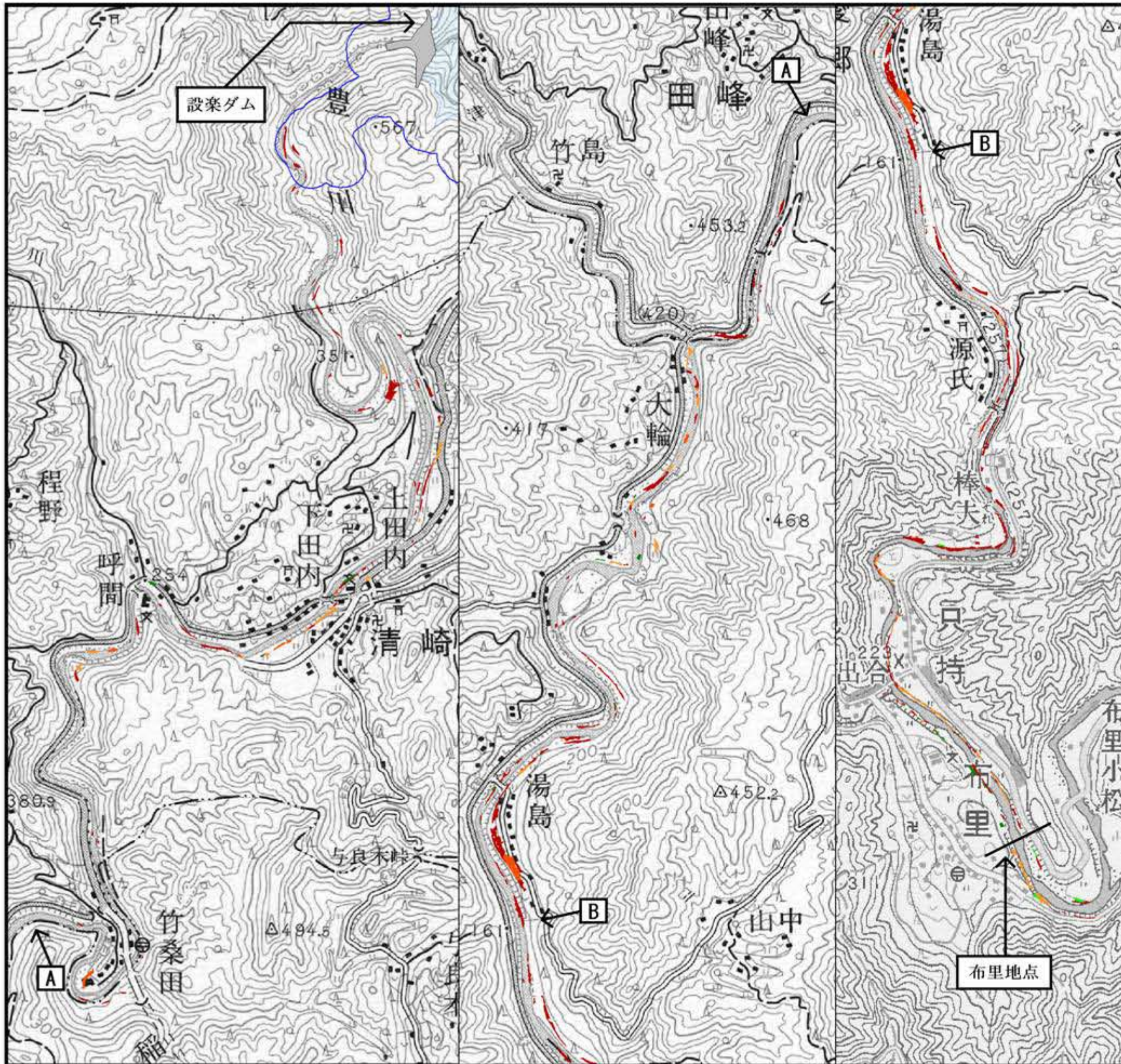
平成 13 年度の現地調査により作成



Scale 1:30,000



図6.1.6-3(1) 現存植生図  
(対象事業実施区域及びその周辺)



- 凡例
- : ダム堤体
  - : 貯水予定区域
  - : 対象事業実施区域
  - : 市町村界
- ツクバネガシーバイカツツジ群落(典型区)
  - ツクバネガシーバイカツツジ群落(モミ、ツガ優占区)
  - ツクバネガシーバイカツツジ群落(アラカシ優占区)
  - ツブラジイ群落
  - タブノキーシラカシ群落
  - オオモミジーカナクキノキ群落
  - アバマキーコナラ群落
  - タマアジサイーフサザクラ群落
  - ヌルデアカメガシワ群落(典型下位単位)
  - ヌルデアカメガシワ群落(タラノキ下位単位)
  - エノキーケヤキ群落
  - カワラハンノキ群落
  - ネコヤナギ群落
  - タチヤナギ群落
  - クス群落(ボタンツル下位単位)
  - クス群落(典型下位単位)
  - メダケ群落
  - サツキ群落
  - メヒシバ群落
  - オオイヌタデーオオクサキビ群落
  - 路上雑草群落
  - イワタバコーダイモンジソウ群落
  - ヨシ群落
  - ツルヨシ群落
  - ヨモギーススキ群落
  - チガヤ群落
  - セキシヨウ群落
  - ヒメレンゲーナルコスゲ群落
  - ヒメガマ群落
  - モウソウチク林
  - マダケ林
  - スギーヒノキ植林(典型下位単位)
  - スギーヒノキ植林(ススキ下位単位)
  - オオバヤシャブシ群落
  - 果樹園・樹園地
  - 休耕水田雑草群落
  - 耕作地
  - 人工草地
  - 法面草地
  - 人工裸地
  - 人工構造物
  - 自然裸地
  - 開放水面

平成 16 年度の現地調査により作成

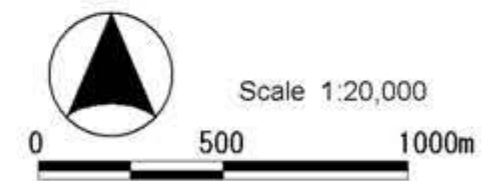
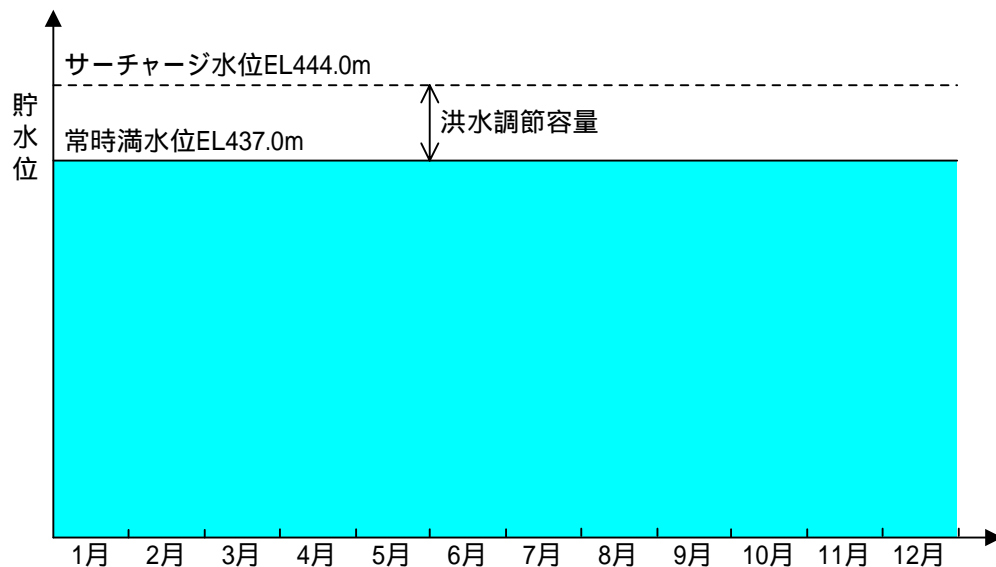


図6.1.6-3(2) 現存植生図  
(設楽ダム下流の布里地点までの豊川)

# オールサーチャージ方式と洪水期制限水位方式

## 設楽ダム(オールサーチャージ方式)



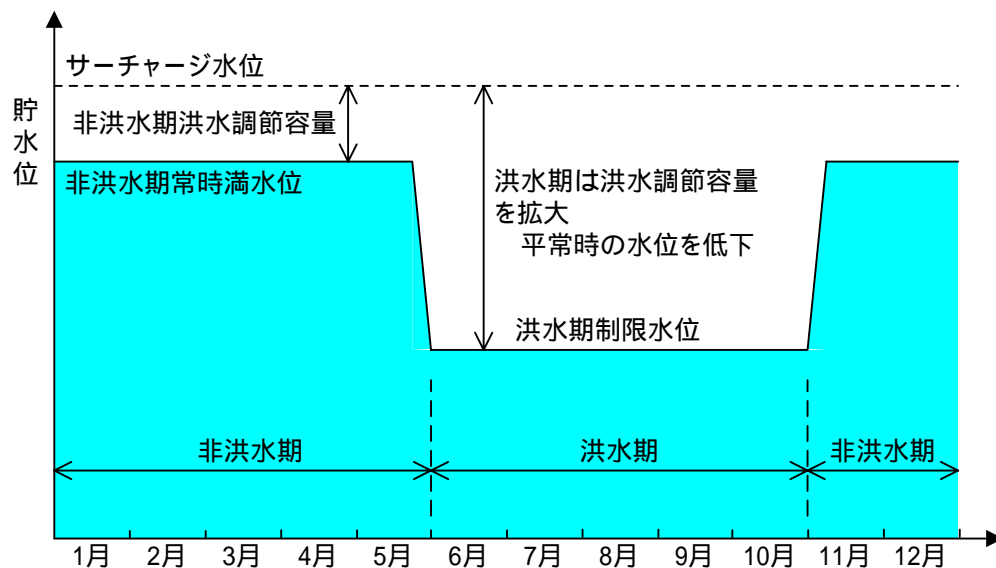
オールサーチャージ方式とは、洪水調節容量を一定量確保する運用方式です。  
平常時は常時満水位(一定)運用  
設楽ダムは、このような貯水池を運用をします。



オールサーチャージ方式  
の既設ダム(丸山ダム)

丸山ダム管理所HP

## 洪水期制限水位が設けられているダムの運用例



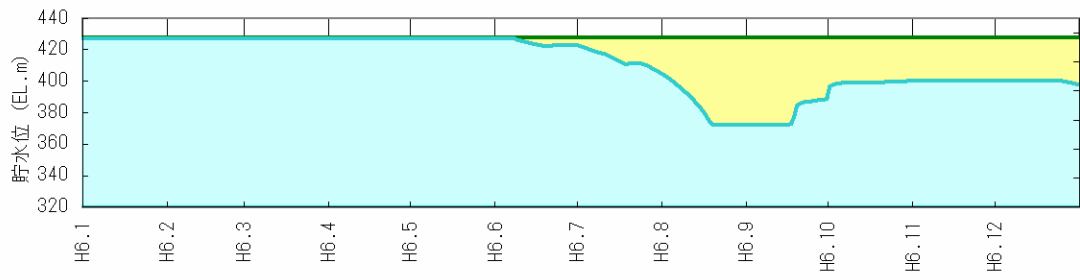
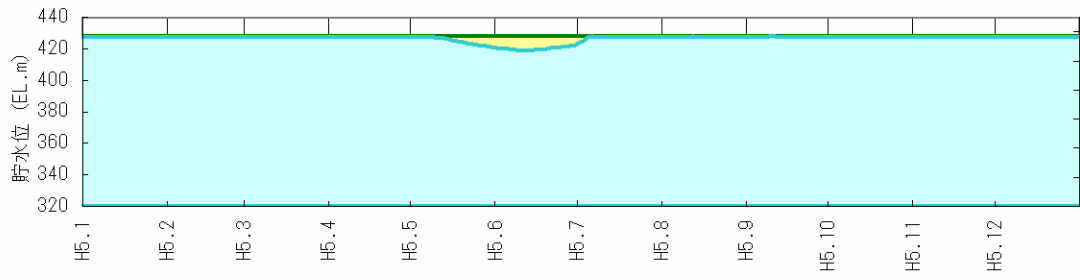
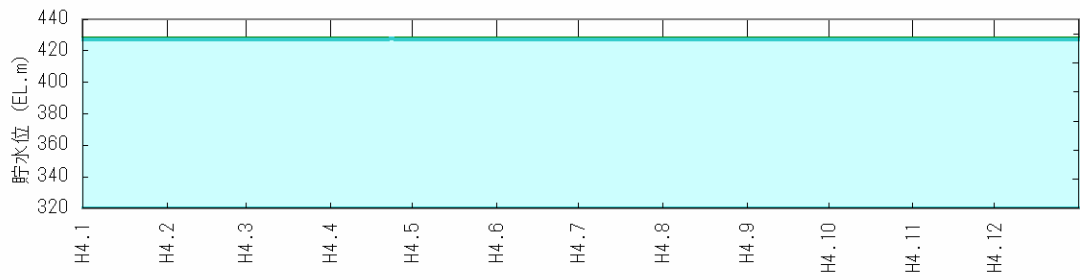
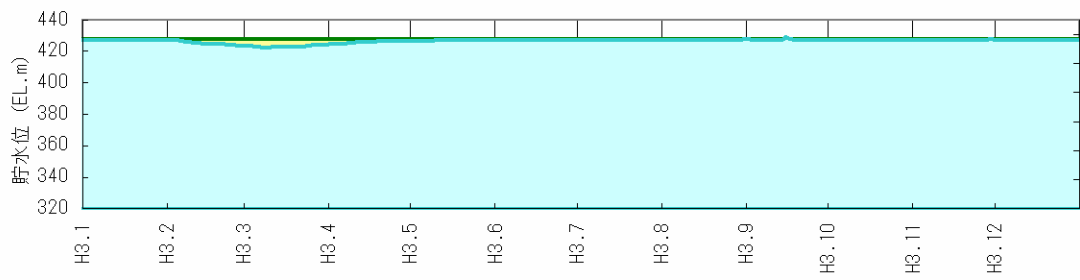
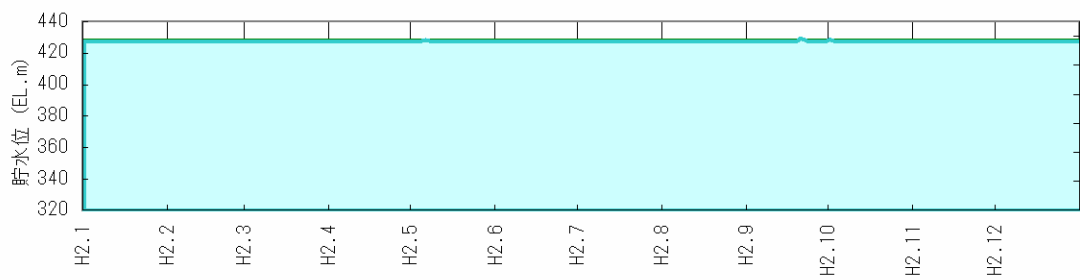
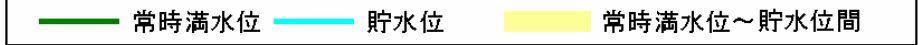
洪水期制限水位方式とは、洪水期に洪水調節のための容量を大きくとるために、洪水期に限って常時満水位よりも水位を低下させる運用方式です。

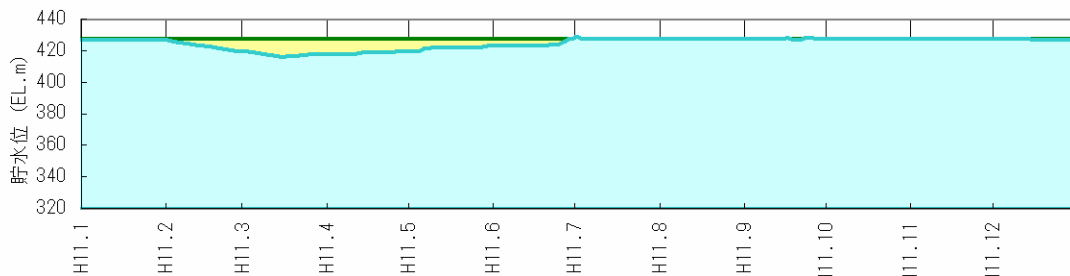
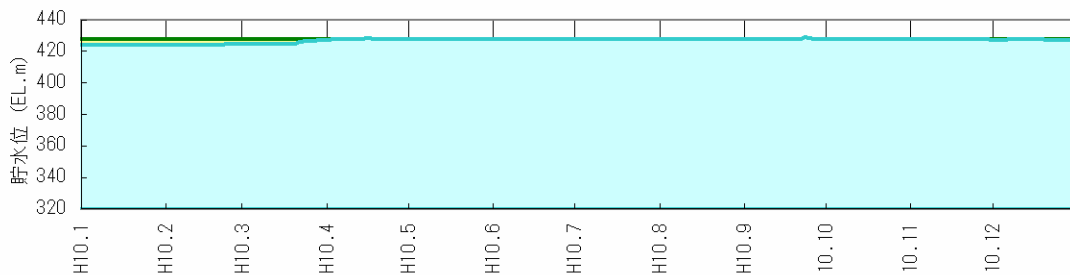
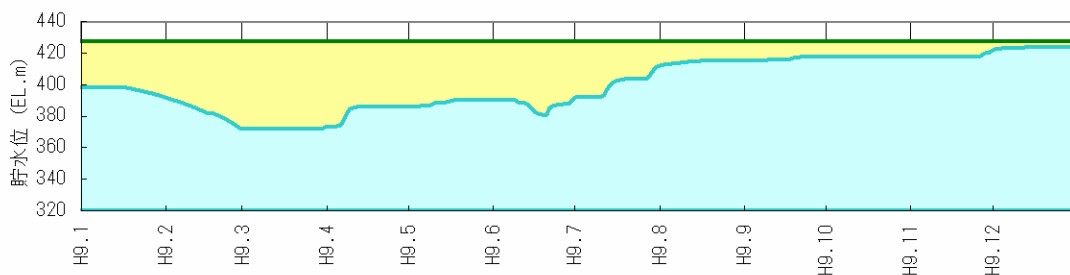
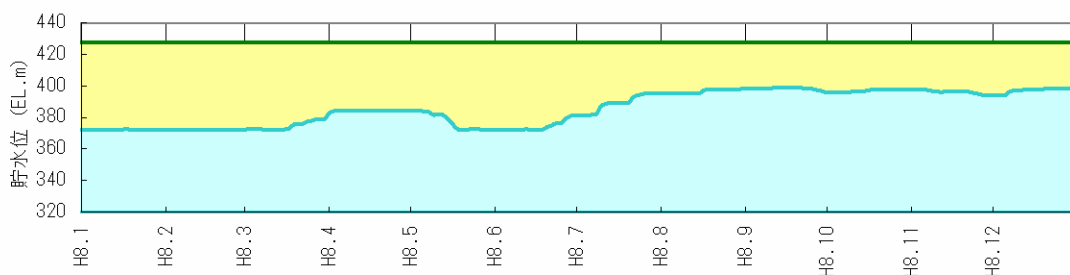
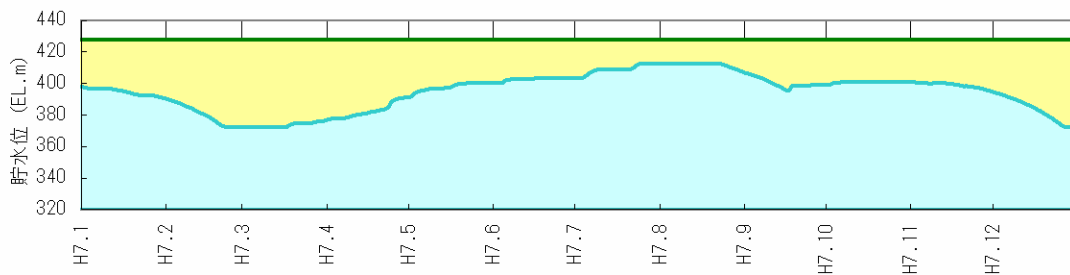
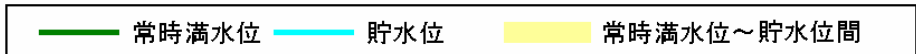


制限水位方式の既設ダム  
(矢作ダム)

H18.10.3撮影

# 貯水池運用図 (H2 ~ H11年)





環境影響評価法第四条第九項の規定により主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定により主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項（抜粋）

公布日：平成九年十二月十二日

環境庁告示八十七号

「改定」

平成十二年十二月十四日 環境庁告示七十八号

平成十七年三月三十日 環境省告示二十六号

この基本的事項は、環境影響評価法（以下「法」という。）（第四条第九項の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣。以下同じ。）及び国土交通大臣が定めるべき「第二種事業の判定の基準」（以下「判定基準」という。））、法第十条第三項の規定により主務大臣が定めるべき「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」（以下「環境影響評価項目等選定指針」という。）並びに法第十一条第二項の規定により主務大臣が定めるべき「環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）（に関する指針）」（以下「環境保全措置指針」という。）（に関する基本となるべき事項について定めるものである。）

（平一一二環庁告七八・一部改正）

第二 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項

二 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

（3）別表中「人と自然との豊かな触れ合い」に区分される選定項目については、環境基本法第十四条第三号に掲げる事項の確保を旨として、次に掲げる方針を踏まえ、調査、予測及び評価を行うものとする。

ア 「景観」に区分される選定項目については、眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

イ 「触れ合い活動の場」に区分される選定項目については、野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。

## 5.2 人と自然との触れ合いの活動の場

### 5.2.1 工事の実施に係る人と自然との触れ合いの活動の場

#### (1) 標準手法（省令第八条第3項、別表第二）

標準手法は以下のとおりである。

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事並びに道路の付替の工事	一 調査すべき情報 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期

#### 備考

この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

事業者は、この標準項目に対する標準手法を基本とし、事業特性、地域特性、知事・住民意見を踏まえ、必要に応じ標準手法より簡略な手法（簡略化手法）又は標準手法より詳細な手法（重点化手法）を選定することについて検討を行い、対象ダム事業における工事の実施に係る「人と自然との触れ合いの活動の場」の環境影響評価を実施するために適切な手法を選定する。

[解説]

1. 調査、予測の手法の簡略化手法

(1) 調査の簡略化手法

調査の簡略化手法は想定されない。

(2) 予測の簡略化手法

予測の簡略化手法は想定されない。

2. 調査、予測の手法の重点化手法

(1) 調査の重点化手法

調査の重点化手法は想定されない。

(2) 予測の重点化手法

予測の重点化手法は想定されない。

(2) 調査の手法

1) 調査すべき情報（省令第九条第1項第一号、別表第二）

調査すべき情報は、以下のとおりとする。

1. 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況等

2. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用状況、利用環境等

[解説]

調査すべき情報は、人と自然との触れ合いの活動の場の概況、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況である。

1. 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

(1) 自然との触れ合い活動とは

「自然との触れ合い」ということは、過度に自然に影響を及ぼすことなく自然と共生し、それを観察、利用することにより、自然の持つ効用等を楽しむことであり、具体的には以下のものが該当する。

(自然との触れ合いの活動の例)

登山、トレッキング、ハイキング、森林浴、散策、サイクリング、オリエンテーリング、海水浴、自然観察、バードウォッチング、ピクニック、キャンプ、花・新緑・紅葉等の観賞、スターウォッチング …等

逆に、活動を行う場所が自然であっても自然資源に対し過剰な影響を及ぼす行為を含む活動は「自然との触れ合いの活動」ではない。

また、一時的なイベント等の活動、経済活動等は原則対象としない。

活動の場で実際に行われる自然との触れ合いの活動の内容をタイプ別に分類したものを以下に示す。



“自然との触れ合いの活動”とひとことで言っても、自然との係わりに対する目的意識（目的性）や自然との接触性（直接性）、活動に伴い要求される自然の質（自然度）、活動における体の動かし方（活動性）、移動の程度（移動性）、活動の複合性（複合性）がそれぞれの活動で異なることがわかる。

表5.6 自然との触れ合いの活動の内容

状態	活動内容 主な活動の内容	タイプ <sup>*1</sup>					活動の特徴	
		目的性	直接性	自然度	活動性	移動性		複合性
		自然との係わりに対する目的意識	自然との接触性	活動によって要求する自然の質	活動における体の動かしかた	移動の程度		活動の複合性
動的 ↑      ↓ 静的	・登山	◎	◎	◎	◎	◎	要求する自然度が高く、目的性、直接性、活動性、移動性も高い。ただし、複合性は低い。	
	・トレッキング、ハイキング、森林浴、散策	○	◎	◎	◎	◎	移動性に富み、自然度も要求する。直接自然に触れ、活動的で目的性もやや高い	
	・サイクリング、オリエンテーリング		○	○	◎	◎	移動性、活動性が高いアクティブな活動。自然度はやや求められるが、目的性、複合性は低い。	
	・海水浴		◎	◎	◎		直接性と活動性に富む。自然に触れながら体を良く動かす活動。移動性、目的性は高くなく、複合的でもない。	
	・自然観察（学習） ・植物、昆虫採集 ・バードウォッチング	◎	◎	◎		○	目的性が高く、直接手を触れる。自然度の高さを要求する活動で、移動を含むが活動性は高くない。複合性は低い。バードウォッチングは鳥の鳴き声の判別にあたり、静穏さが求められる。	
	・ピクニック、キャンプ	○	○	○			◎	ある程度の自然の質があるところで行われる複合的な活動。移動性を必要としない。
	・花、新緑、紅葉等の鑑賞 ・スターウォッチング ・写真撮影、写生	◎		○				目的性が高く、ある程度の自然性を求めるが、直接手を触れることはない。活動性は高くない。スターウォッチングは夜間に行われるのが特徴的である。

備考：\*1 活動のタイプ（各活動の性質及び要求度） ◎：高、○：中、blank：低

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場とは

「人と自然との触れ合いの活動の場」とは、上記のような自然との触れ合いに関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場を有するものである。

施設又は場については、もっぱら単一の活動に供せられるものや複合的な活動に供せられるもの等、様々なものがあり、具体的には以下のものが該当する。

(施設又は場の具体例)

登山道、自然探勝路、遊歩道、自然歩道、散策路、ハイキングコース、サイクリングコース、オリエンテーリングコース、海水浴場、バードウォッチングサイト、キャンプ場、スターウォッチングサイト …等

活動が「人と自然との触れ合いの活動」であっても、「施設又は場」の大部分が人工的に創出され、人工的に維持されているものは対象としない。

(3) 分布状況

上記に該当する「人と自然との触れ合いの活動の場」の分布状況等を把握する。

2. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

(1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場とは

「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している「人と自然との触れ合いの活動の場」であり、特定の者しか利用していないもの、少数の者しか利用していないものは対象とはならない。

よって、1. で把握された「人と自然との触れ合いの活動の場」について、利用状況、利用特性等を、文献資料や関係地方公共団体等への聴取、現地概査により把握し、その中から上記の定義に適合する適切なものを抽出することとする。

(2) 分布状況

「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」の定義に該当する活動の場の分布、面積・延長等について把握する。

分布については、地域特性の把握時に抽出されているので、そのデータを用いるものとし、ここでは活動の場の面積・延長等の詳細情報について把握するものとする。

(3) 利用の状況

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の年間利用者概数、収容人数(キャンプサイト数等)、利用時期・時間、利用の交通機関・経路、最寄りの集落等からの所用時間等について把握するものとする。

また、活動の場において行われている主な自然との触れ合いの活動の内容について把握するものとする。なお、触れ合いの活動の内容を勘案し、必要に応じて騒音、水質等の他の環境要素に係る情報を収集する。

上記のうち、主な自然との触れ合いの活動の内容については、地域特性の把握時において抽出されているが、現地調査により詳細を把握するものとする。

(4) 利用環境の状況

主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源について、その内容、近傍の風景等の特性を把握するものとする。